

# 第3期平泉町耐震改修促進計画

令和3年3月

平 泉 町

# 目 次

第3期平泉町耐震改修促進計画の概要	1
序 章 はじめに	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の経緯	2
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	4
1 想定される地震の規模、被害の状況	4
2 耐震化の目標等	4
(1) 住宅及び耐震診断義務付け対象建築物	4
(2) 公共建築物	6
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	7
1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針	7
(1) 役割分担の考え方	7
(2) 町の施策の推進方針	7
2 町が取り組む具体的施策の方向	8
(1) 町有施設の適切な維持管理及び耐震対策	8
(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり	8
(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備	9
(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発	10
(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	11
第3章 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針	12
第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	12

### 第3期平泉町耐震改修促進計画の概要

#### ◎ 計画策定の趣旨

- 全国各地で地震が発生しており、本町においても建築物の耐震診断・耐震改修の促進は引き続き取り組むべき重要な課題であること。
- 耐震改修促進法で、町が耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされていること。
- 以上のことから、継続的に建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るため、第3期耐震改修促進計画を策定しようとするもの。

#### ◎ 計画の期間

令和3年度～令和7年度

#### ◎ 耐震化率の目標

用途等	令和2年度(現状)	令和7年度(目標)
住宅	65%	70%
耐震診断義務付け対象建築物	該当なし	該当なし

#### ◎ 耐震診断の目標

用途等	目標
住宅	令和3年度から令和7年度までに10戸で実施
耐震診断義務付け対象建築物	—

#### ◎ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

##### ○役割分担

- 所有者等……………自ら耐震化に取り組む
- 県……………市町村の取り組みへの支援、住民・市町村等への情報提供、県有施設の耐震化の率先実施
- 市町村……………所有者等への働きかけ、所有者等の取り組みへの支援、市町村有施設の耐震化の率先実施
- 建築関係団体……………普及・啓発や相談対応

##### ○町の施策

- 【方針1】町有施設の適切な維持管理及び耐震対策  
公営住宅、町立公民館等の適切な維持管理及び耐震対策 等
- 【方針2】民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり  
木造住宅耐震診断支援、木造住宅耐震改修支援 等
- 【方針3】技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備  
耐震診断士認定制度、耐震改修事業者の育成・情報提供 等
- 【方針4】耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発  
耐震対策推進に向けた組織づくり、住民への情報提供・耐震診断の普及・啓発 等
- 【方針5】地震時の建築物の総合的な安全対策の推進 等

## 序 章 はじめに

### 1 計画策定の趣旨

「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号：以下「耐震改修促進法」という。)」で県耐震改修促進計画に基づき、「市町村耐震改修促進計画」の策定が規定されたこと、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災津波)をはじめ、全国各地で地震が発生しており、本町においても建築物の耐震診断・耐震改修の促進は引続き取り組むべき課題であることから、継続的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るため、「第3期平泉町耐震改修促進計画」を策定するものです。

### 2 計画策定の経緯

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。
- この地震被害を受け「耐震改修促進法」が制定され、平成17年11月7日改正、平成18年1月26日に施行され、都道府県が「都道府県耐震改修促進計画」を策定することとするとされ、平成19年1月に岩手県において「岩手県耐震改修促進計画」が策定されました。
- 本町においても、平成19年度から平成27年度までを計画期間とした「平泉町耐震改修促進計画」を策定、平成28年度から令和2年度までを計画期間とした「第2期平泉町耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震診断や耐震改修の計画的促進に取り組んできたところです。
- 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災津波)は、これまでの想定をはるかに越える巨大な地震・津波だったため、多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらし、津波による被害がなかった内陸市町村においても建築物に多大な被害が生じました。
- 第2期計画策定以降も、平成28年4月の熊本地震においては、旧耐震基準による建築物に加え、新耐震基準の木造住宅についても倒壊等の被害事例が見られ、塀に被害が発生した平成30年6月の大阪北部を震源とする地震や、平成30年9月の北海道胆振東部地震など、本町をはじめ全国各地で地震が発生していることから、建築物の耐震診断や耐震改修の促進に引き続き取り組んで行くこととし、令和2年度までの計画を継承しながら、令和3年度から5年間の新たな計画を策定しようとするものです。

### 3 計画の性格

- この計画は、耐震改修促進法第6条に基づいて策定しており、本町の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針となるものです。

### 4 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

※ 凡例・用語

平泉町耐震改修促進計画における表記	内 容
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部除却又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築主事を置く市町村については当該市町村長、その他の市町村については知事。(盛岡市については盛岡市長、その他の市町村については知事。ただし、花巻市、北上市、奥州市、一関市、宮古市及び釜石市の各管内にある建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物については各市長。)
多数の者が利用する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第6条第2項に規定する規模以上の建築物(建築物の用途に応じて、階数3以上及び1,000㎡以上等。)
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
既存耐震不適合建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物
特定既存耐震不適合建築物	多数の者が利用する建築物であって既存耐震不適合建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。)
要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法附則第3条に規定する建築物(建築物の用途に応じて、階数3以上及び5,000㎡以上等。)
要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法第5条第3項第1号若しくは第2号又は第6条第3項第1号若しくは第2号の規定により耐震診断の結果の報告の期限に関する事項などが計画に記載された建築物
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物

## 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模、被害の状況

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、岩手県においては、沿岸を中心として14市町村が、地震防災対策推進地域に指定されています。また、岩手県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖北部の地震では、全市町村において、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。
- 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）では、県内の最大震度は6弱を記録し、津波による被害がなかった内陸部で1,845棟の家屋が全半壊の被害を受けています。

### 2 耐震化の目標等

#### (1) 住宅及び耐震診断義務付け対象建築物

##### ① 耐震化の現状(令和2年度)

住 宅	総数2,327戸のうち1,515戸(約65%)が耐震性有りと推計されています。
-----	-----------------------------------------

耐震診断義務付け対象建築物	該当する建物はありません。
---------------	---------------

##### ② 耐震化の目標(令和7年度)

住 宅	耐震化率を70%とすることを目標とします。
-----	-----------------------

耐震診断義務付け対象建築物	該当なし。
---------------	-------

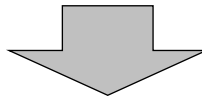
##### ③ 耐震診断の目標

住 宅	令和7年度までに10戸の耐震診断が行われることを目標とします。
-----	---------------------------------

耐震診断義務付け対象建築物	該当なし。
---------------	-------

住宅及び耐震診断義務付け対象建築物

用途等	令和2年度(現状)				
	総数 A	旧耐震基準 による建築物	耐震性有り C	新耐震基準 による建築物	耐震化率 E
		B	D		
住宅	2,327	1,220	410	1,105	65%
耐震診断義務付け対象建築物	—	—	—	—	—



用途等	令和7年度(目標)					
	総数 F	旧耐震基準 による建築物	現状で耐 震性有り H	平成32年 度までに 改修 I	新耐震基準 による建築物	耐震化率 K
		G	J			
住宅	2,325	1,145	410	25	1,180	70%
耐震診断義務付け対象建築物	—	—	—	—	—	—%

※単位：戸(住宅)、棟(耐震診断義務付け対象建築物)

※耐震化率：  $E = (C + D) / A$  、  $K = (H + I + J) / F$

## (2) 公共建築物

### ①耐震化の現状(令和2年度)

町営住宅	.....	3棟全て(100%)が耐震性有りとなっています。
学 校	.....	3校全て(100%)が耐震性有りとなっています。
庁舎等	.....	1棟全て(100%)が耐震性有りとなっています。

### ②耐震化の目標(令和7年度)

町営住宅	.....	耐震化率100%を達成、引き続き適切な維持管理に努めます。
学 校	.....	耐震化率100%を達成、引き続き適切な維持管理に努めます。
庁舎等	.....	耐震化率100%を達成、引き続き適切な維持管理に努めます。

### ③耐震診断の現状(令和2年度)

町営住宅	.....	3棟全てが新耐震基準以降に建築されています。
学 校	.....	旧耐震基準の1棟中1棟(100%)の耐震診断を実施しました。
庁舎等	.....	1棟全てが新耐震基準以降に建築されています。

※特定既存耐震不適格建築物のうち、以下の規模に該当するもの。

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
上記以外の学校、公営住宅、病院、庁舎	階数3以上かつ1,000㎡以上



## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

#### (1) 役割分担の考え方

##### ①住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者等が耐震化に取り組む必要があります。

##### ②町の役割

- ・住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう、直接かつ第一義的な所有者等への働きかけを行います。
- ・住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や耐震診断・耐震改修に係る所有者等の負担軽減のための事業主体として取り組みます。
- ・町所有施設が防災対策上重要な位置づけにあることが多いこと、町所有施設の耐震化に対する積極的な取組みが普及啓発の観点からも重要であることから、適正な維持管理に努めます。

##### ③建築関係団体の役割

建築の専門的知識を有している者であり、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会も多いことから、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

#### (2) 町の施策の推進方針

町内では、震度5弱以上の強い揺れが発生する地域が町全域に及ぶことが想定されることを踏まえ、上記の役割分担に留意して、全町域を耐震対策に取り組むべき地域と考え、以下の5つの基本方針で施策を推進します。

##### 【方針1】

##### 町有施設の適切な維持管理及び耐震対策

- ・町有施設は、率先して耐震対策に取り組みます。特に、公営住宅や町立公民館は、多くの住民の生活や集いの場として安全性が確保された環境を維持します。

##### 【方針2】

##### 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・町では、平成17年度に「木造住宅耐震診断士派遣事業」、平成20年度に「木造住宅耐震改修工事助成事業」を創設し実施するなど、まず町民にとって最も身近で生活の基本となる木造住宅に対する耐震対策を促進してきました。
- ・今後は、引き続き上記の事業を実施するとともに、住宅全般及び不特定多数の者が利用する建築物に対する耐震対策を促進するための情報提供や、必要な支援を検討します。

### 【方針3】

#### 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

- ・耐震診断・耐震改修の技術水準の平準化のため、県が行う環境整備に協力します。
- ・耐震診断においては、木造住宅に加え、幅広い用途の建築物の耐震診断への対応や、耐震診断士の技術的水準の維持・向上を行うため、県が行う環境整備に協力します。
- ・耐震改修においては、安心して耐震改修を受けられるよう、情報提供や優良な業者の育成に努めます。

### 【方針4】

#### 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

- ・県、町に加え、耐震診断士や建築関係団体とも協力した体制を構築し、関係者一丸となって普及・啓発に努めます。
- ・住民に対して、地域の防災性、耐震対策の重要性、必要な対策などの情報提供を行い、情報の共有化が図られるような環境整備に努めます。
- ・住民や所有者に対して、町全体の耐震化への意識を高めるための活動の支援に努めます。

### 【方針5】

#### 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

- ・ブロック塀の安全対策、ガラス・天井の落下防止対策、エレベータの閉じこめ防止対策等の推進に努めます。

## 2 町が取り組む具体的施策の方向

【方針1】から【方針5】に基づき、次のような施策に取り組めます。

### 【方針1】

#### (1) 町有施設の適切な維持管理及び耐震対策

町施設のうち、学校、町立公民館など地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となる施設については、個々の立地状況や今後の建替え予定の有無等を勘案しながら、率先して耐震対策に取り組めます。

- ・学校、町立公民館等については、災害時の避難場所として指定されている場合が多くなっているため、引き続き適切な維持管理に努めます。
- ・町営住宅については、耐震診断を実施した結果を勘案し、住民の生活の基本の場になるものであることから、引き続き適切な維持管理に努めます。

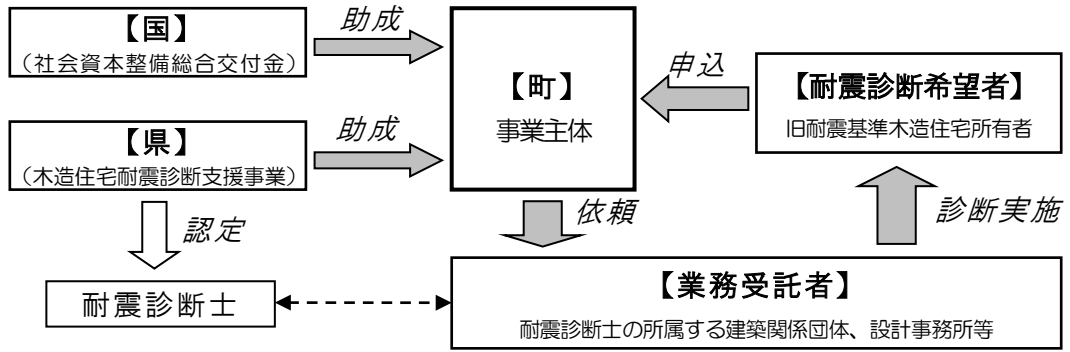
### 【方針2】

#### (2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

##### ①木造住宅耐震診断支援事業

- ・町が事業主体として、旧耐震基準による木造住宅を対象に、耐震診断士を派遣し耐震診断を行う場合に、要する経費の一部を町が助成します。

<イメージ>



- ・木造住宅耐震診断支援事業は、令和2年度までに82戸で実施しました。
- ・令和7年度までに、10戸において耐震診断が行われるよう、さらに木造住宅耐震診断の支援を推進します。

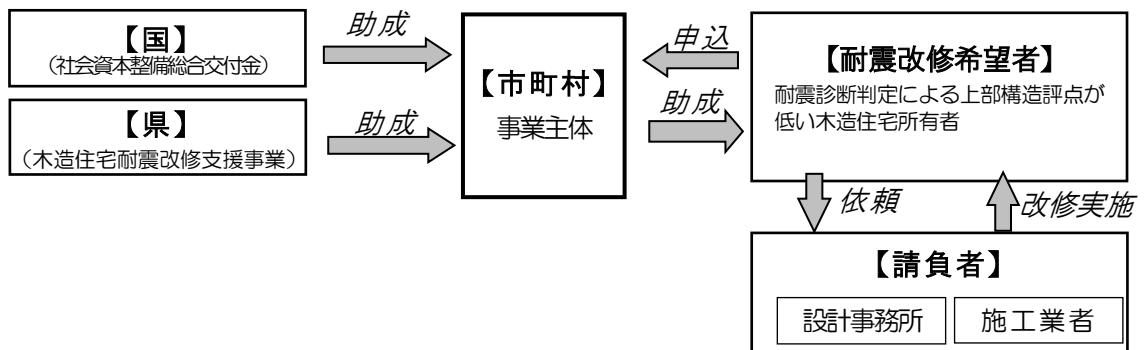
<実績及び計画戸数>

～R2末(実績)	R3～R7(計画)
82戸	10戸

②木造住宅の耐震改修への支援

- ・耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、町が事業主体として耐震改修工事への助成を行います。

<イメージ>



【方針3】

(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

①木造住宅耐震診断士認定制度の活用

平成17年度に「木造住宅耐震診断士認定制度」が創設され、令和元年度までに約920人の耐震診断士が育成されており、今後とも、数多くの木造住宅の耐震化が必要なことから、この制度を活用し、耐震診断の啓発に努めます。

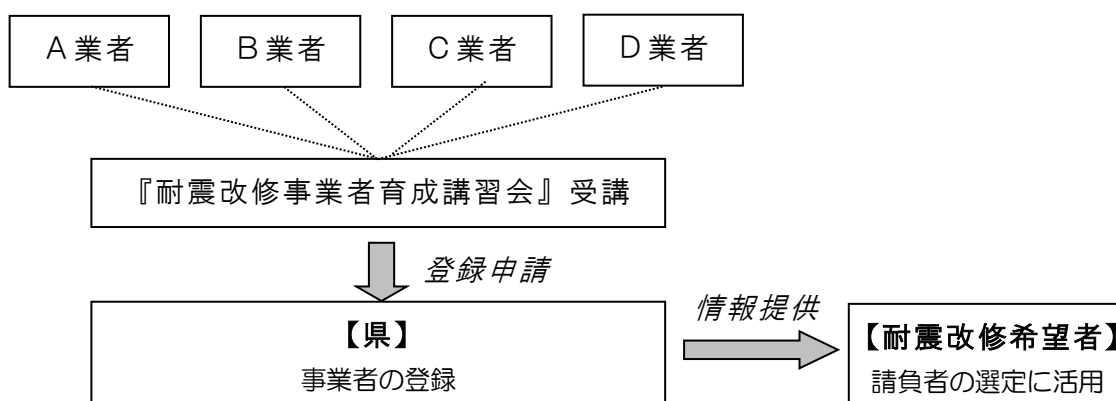
## ②技術普及講習会への参加促進

認定された耐震診断士について、診断の技術水準の維持・向上を図るため、耐震診断及び耐震改修の事例や最新の技術動向等を紹介する耐震診断・耐震改修技術講習会への参加を促進します。

## ③耐震改修事業者の情報提供

住民が安心して耐震改修を行うことができるよう、耐震改修の技術を有する事業者の情報提供をしていきます。

<イメージ>



## ④耐震改修方法や耐震改修事業者の情報提供や紹介体制の整備

建築関係団体における相談窓口の常設化を図り、耐震診断や耐震改修の総合情報提供窓口を設置します。

<具体的取組例>

- ◇住民が自ら簡易に行える「自己耐震診断方法」の紹介
- ◇耐震改修方法等についての相談
- ◇耐震診断士、耐震改修事業者等の専門家登録情報の提供
- ◇耐震診断・耐震改修の実施状況のデータ公開

なお、これらの情報は各種のホームページも活用して情報提供を行います。

## (4) 【方針4】 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

### ①耐震対策推進に向けた組織づくり

- ・県、町、建築関係団体等からなる耐震対策推進のための組織づくりを行い、普及・啓発を行います。

### ②住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

- ・耐震診断や耐震改修の重要性を紹介するパンフレットを、最新情報を踏まえつつ作成し、全戸配布を行う等、住民、所有者及び利用者に効果的に配布します。
- ・地域の自治会組織を活用した普及啓発事業を実施します。
- ・専門家を活用して、耐震診断や耐震改修の意識づけを行います。
- ・住民自らが地域の危険要素を把握できるよう、地震による町全域の危険性の程度等を県や国の調査を基にして記載した地図(地震防災マップ)について周

知します。

③住民に対する耐震診断・耐震改修のメリットの周知

- ・耐震改修を行った場合の税制特例等について住民に周知します。
- ・リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住民への情報提供を行います。
- ・宅地建物取引に係る重要事項の説明事項に耐震診断の有無が加えられたことについて住民に周知します。

④地域全体の耐震化に向けた意識啓発

- ・地域全体の耐震性を向上させるため、まちづくりによる抜本的な地域環境の改善につながる、住民主体の「防災まちづくり」の気運を醸成します。

**【方針5】**

(5) **地震時の建築物の総合的な安全対策の推進**

①震災時の拠点となる建築物の機能確保

震災時に拠点となる施設は、構造的に、震災時に倒壊しないだけでなく、非常時にも機能を発揮することが必要であるため、電気・ガス・水道等のライフラインの耐震対策を進めます。

②地震時における緊急輸送道路の確保

災害時における多数の者の円滑な避難、救急消防活動、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路や避難道路に沿った建築物について、本計画期間において耐震化に努めます。

③ブロック塀の安全対策

地震によりブロック塀が崩壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも支障がでる可能性があることから、安全対策を推進します。

- ・通学路、避難路や避難場所にあるブロック塀について、巡回する等による危険箇所の把握に努めます。
- ・危険箇所がある場合には、所有者に対して、危険性を周知し、必要な対策を講じるように促す指導を進めます。

④窓ガラス・天井・外壁、屋根葺き材等の落下物による安全対策

地震等により窓ガラス・天井・外壁、屋根葺き材等が落下すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも支障がでる可能性があることから、安全対策を推進します。

⑤安全なエレベータ対策の推進

地震によりエレベータが停止し、閉じ込められた利用者の救出や復旧に時間を要する事故が発生していることから、エレベータの安全対策を推進します。

また、通常使用時におけるエレベータ事故も発生していることから、メンテナンスを適切に行うよう、指導に努めます。

- ・地震時におけるエレベータの閉じ込め等を防止するため、初期微動を感知し、最寄階に停止し、ドアを開放する装置の設置を推進するための実態把握や普及啓発等を推進します。

#### ⑥新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証の必要性の周知

熊本地震では新耐震基準の木造住宅であっても被害が見られたことから、接合部等の仕様が明確化された平成12年5月以前に建築された木造住宅を中心に、耐震性能を検証することの必要性を周知していきます。

### 第3章 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針

耐震改修促進法において、所管行政庁である知事等は、特定建築物の耐震診断や耐震改修のために必要があるときは、特定建築物の所有者に対して、必要な指導・助言を行うことができるとされています。また、一定規模以上の特定建築物の所有者に対しては、さらに必要な指示ができるとされており、指示に従わなかった場合には、その旨を公表できるとされています。

加えて、平成25年の法律の一部改正により、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該建築物の耐震診断を行い、その結果を特定行政庁に報告することが義務付けられたところです。所管行政庁は、報告のあった診断結果を取りまとめ、公表するとともに、報告のない建築物の所有者に対しては命令を行い、その旨を公表することとされています。

建築基準法においては、建築物の所有者が耐震改修などを行わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁が認める場合には、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期間を付けて、保安上必要な措置をとることを勧告や命令を行うことができるとされています。

平泉町では所管行政庁である県南広域振興局一関土木センターと連携を取り、耐震診断や耐震改修の指導等を実施していきます。なお、指導等に当たっては、県南広域振興局一関土木センターが中心的な役割を果たしていきます。

### 第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

#### 「岩手県耐震改修促進協議会」への参加

県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることを目的として設置された「岩手県耐震改修促進協議会」に参加し、県、他市町村、関係団体と連携して事業の推進に取り組んでいきます。

◎多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条、耐震改修促進法施行令第6条及び第7条関係)

用途	特定既存耐震不適格建築物の要件 (③一般対応建築物)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (②重点的対応建築物)	要緊急安全確認大規模建築物要件 (①耐震診断義務付け対象建築物)
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上		
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上

遊技場	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数 3 以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数 1 以上かつ500㎡以上	階数 1 以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 (道路幅員が12m以下の場合には6m超)	左に同じ	(要安全確認計画記載建築物)